

(基調講演)

西岡 喬 日本経済団体連合会副会長

只今ご紹介いただきました。日本経団連で防衛生産委員会の委員長を務めております三菱重工の西岡でございます。

昨年に引き続きまして、この場で日米の防衛関係の皆様にお話できることを大変光栄に思っております。昨年は武器輸出三原則の見直しとその三原則の緩和を前提にした日米防衛装備技術協力の拡大、及びBMD導入に当たってのライセンス生産の重要性とその早期実現についてお話しをさせていただきました。

さて、昨年来の国内外の情勢を見てみますと、昨年11月の中国原子力潜水艦による我が国領海内潜没航行事案をはじめ、北朝鮮における弾道ミサイル開発配備・拡散や核兵器開発の懸念、東南アジア地域における爆弾テロ発生など、わが国を取巻く情勢は厳しい状況が続いております。

昨年末に策定されました新防衛大綱においても新たな脅威や多様な事態への実効的対応を図るために、多機能で弾力的な実効性ある防衛力を目指し、対処能力の向上を図る方針が示されました。この基本思想のもと、新中期防衛力整備計画でBMDや新戦闘機など具体的な装備の取得が計画されております。

一方、米国でも不測の事態に対処し得るより柔軟性の高い軍の体制の確立を目指して、トランスフォーメーションやグローバルな米軍の体制見直しが進められており、我が国もミサイル防衛の開発配備の加速等、日米同盟をより強固にするべく数々の安全保障上の課題に取り組んでおり、防衛産業もこうした情勢に対応して、国際化と技術力の向上が求められていると考えております。なお、昨年来の希望でありましたBMDのライセンス国産については、今年度から対応できるよう民間レベルでも万全の準備を進めております。

本日は日本の防衛産業の立場から日米共同開発及び共同生産に伴う日米技術交流の更なる発展について意見を述べさせていただきたいと思っております。

従来我が国は武器輸出三原則により、民間向けなどで開発・生産し、米国へ輸出している航空機・エンジン部品なども、多少でも軍向けに仕様を変えると武器扱いとなり輸出できませんでした。輸出するには製品としてデュアルユース品であること、つまり民仕様品と完全に同一であることが要求されており、米国との防衛技術交流に大きな障害となっておりました。

従って武器輸出三原則に対して我が国企業が具体的に解決を要する問題として取り上げていたのは次の二点であります。

先ず、第一に、日米共同研究の限界に関する問題であります。米国からのライセンス導入が中心であった日米防衛協力も、昨今は我が国自身の技術進歩と民生技術の活用のため航空電子、情報、通信分野での共同研究レベルに深化しつつあります。こういった製品分野での共同研究の拡大も、将来的な共同生産を前提にしない枠組みではおのずと限界があり、次の段階にステップアップできないと言う弊害がありました。米国への輸出ができないことから装備の共同開発・共同生産が全く不可能であり、実際の

日米防衛装備協力が大きな障害がありました。

第二に、技術移転は政府間で合意されたプログラムに限定されておりますので、民間レベルでの事前スターディは公開情報に基づいた非常に限定的なものになってしまうという問題であります。又、政府間で合意されたプログラム以外、つまり我が国自衛隊が装備化しないプログラムには企業レベルで参画することは勿論、話し合いすらできないという問題点であります。

こうした二つの問題のうち、第一点目については、昨年12月、BMD導入に際し日本の共同開発製品に輸出の可能性があることから、武器輸出三原則そのものを変えたわけではありませんが、その適応についての緩和が行われました。これはBMDの共同開発生産を三原則の適応除外としたほか、その他の米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件はケースバイケースで判断することになったと理解しております。今回の見直しによりBMD共同開発・生産に当たっては米国への製品の輸出ができるようになりました。

一方で、その他の案件については、ケースバイケースで判断されるということであり、産業界としては具体的な案件で早急に成果を出すべく準備を進めております。

この具体的な案件の第一は、米国のライセンス供与下で生産している製品の米国への逆輸出であります。現実的な案件として可能性が出てきて検討しているものとして、ペトリオットの部品、ランチャーなどがあり、実際に米国から問合せがきております。これは日本に既に存在する生産設備を有効活用し、米国における再投資を避けるという意味があり、さらにペトリオットに関する備品であるだけに日米両国が進めるミサイル防衛にも寄与すると考え、政府の今回の三原則緩和を契機に、積極的に進めていきたいと考えております。

具体的案件の第二は、BMD以外の装備品共同開発・共同生産であります。防衛庁の新戦闘機や無人機、テロ生物化学兵器対処等についても日本の独自技術を取り入れて、積極的に米国との共同開発・共同生産を進める提案を今後行っていく予定であります。また、その他ロボットや通信電子など、日本の優れた民生技術・製造技術も移転の候補に今後なると思われますが、これには技術料や知的所有権の問題を解決する必要が、今後出てくると考えております。具体的案件の第三は、先ほど久間先生が取り上げられました米国艦船や航空機等の修理についても今回の三原則適用見直しを契機に、これまでの範囲を広げて日米で幅広く共同修理を行えるようにしたいとの希望も持っており、今後の検討対象として扱っていきたいと考えています。

このように、今回の武器輸出三原則の見直しにより、最初に述べた大きな二つの問題のうち、一点目の米国との共同開発・共同生産についてはBMDをはじめ、明るい展望が開けつつあると考えております。しかし、今回明確にされなかった二点目の民間レベルの活発な事前スターディや技術交流、更には政府間で合意されたプログラム以外への企業レベルでの参加の枠組みについても産業界としては重要な課題と認識しており、今後関連する問題点を明確にして解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

ご承知のように、防衛は最先端技術であり、技術基盤を担う民間企業同士が闊達に対話を行い、技術交流を進めることが日米両国の防衛装備協力のキーとなりますので、今回の

武器輸出三原則の緩和がこうした場合も含んでいるものとして、我が国産業界は米国の産業界にアプローチしていきますので、問題が生じた際には更なるご検討を両政府にお願いしたいと考えております。

このように日米両政府の積極的なご協力により、日米同盟の堅固さを高め、日米防衛装備協力を次の段階へ深化させたいと言うのが産業界からの希望であります。

最後になりますが、改めて武器輸出三原則の適応緩和やその他の環境整備を進めていただくことで、宇宙の利用等を含めた幅広い分野で日米防衛装備技術協力のより一層の拡大が行われ、日米両国の優れた技術の相互活用により日米両国の国益の増大、相互の信頼関係の向上、ひいては両国の長期的発展に資することができることを考えておりますので、今後とも日米両政府及び米国産業界のご協力を心からお願いいたします。

どうもありがとうございました。